

川越市週休２日制適用工事要領（土木工事）

（趣旨）

第１条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の土木工事において「週休２日制適用工事」（以下「適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「適用工事」とは、「現場閉所型」又は「交替制」により週休２日の実施に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

２ この要領において「土木工事」とは、土木工事標準積算基準書（埼玉県）、水道施設整備費に係る歩掛表、下水道用設計標準歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準のいずれかを適用する工事をいう。

３ この要領において「現場閉所型」とは、対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式をいう。

（１） 週休２日

ア 完全週休２日

対象期間において、全ての週で２日以上現場閉所を行つたと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

イ 月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休（現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

(3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、原則として現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(6) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

4 この要領において「交替制」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休 2 日に取り組む方式をいう。

(1) 週休 2 日

ア 完全週休 2 日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2 日／7 日）以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、28.5%（8 日／28 日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間において、対象者の休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を 24 時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が 1 週間未満の場合は除く。

(4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

(5) 休日率

休日率 = 対象者の休日数の割合の合計 ÷ 対象者数

（対象とする適用工事）

第 3 条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、次に掲げる工事のほか、適用工事における「現場閉所型」及び「交替制」のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。なお、発注者は、別記「特記仕様書への「週休 2 日制適用工事」の有無についての明示」に基づき特記仕様書に明示する。

(1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

(2) 対象期間が 1 週間未満の工事

(多様な働き方の取扱い)

第 4 条 受注者が、1 年単位の変形労働時間制（※）の活用などにより、当該工事による週休 2 日の確保と同等の休日等を契約期間外に含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休 2 日に類似する取組として、当該工事で週休 2 日工事を達成したものとみなす。

※ 1 年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第 3 2 条の 4）

労使協定を締結することにより、1 箇月を超え、1 年以内の期間を平均して、1 週間当たりの労働時間が 4 0 時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

(実施方法)

第 5 条 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休 2 日制適用工事」の有無についての明示」に基づき入札公告等に明示する。

2 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

(1) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）に基づく円滑な実施に努める。

(2) 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導する。

(監督員への報告)

第 6 条 受注者は、工事完成時に「週休 2 日制適用工事取組報告書（様式第 1 号）」により適用工事の実施状況を監督員に報告する。

(工事成績評定)

第 7 条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、提出された

工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第８条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１０日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。

附 則

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１月２０日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」の有無についての明示」

＜入札公告＞ ※対象外工事の場合は除く

1 入札対象工事

(5)その他

本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。

＜特記仕様書＞

(適用工事の対象の場合)

・週休２日の対応

本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制適用工事要領（土木工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。

川越市総務部技術管理課ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html>

(適用工事の対象外の場合)

・週休２日の対応

本工事は、「週休２日制適用工事」の対象外工事である。